

## 千葉県共同住宅等におけるごみステーションの設置及び清潔保持等に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市における共同住宅等の建築にあたり、当該共同住宅等に付帯する専用のごみステーションの設置及び清潔保持等について必要な事項を定めることにより、円滑なごみ収集作業を確保するとともに、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみステーション 一般廃棄物処理計画で定めるところにより家庭系廃棄物を排出するために設置されるごみの集積場をいう。
- (2) 共同住宅等 共同住宅、長屋、寄宿舎その他これらに類する用に供する2戸以上の住戸を有する建築物をいう。
- (3) 建築主 共同住宅等の建築に関する工事の請負契約の注文者又は自らその工事を行うものをいう。
- (4) 所有者等 共同住宅等の所有者（区分所有者を含む。）又は管理者をいう。

### (ごみステーションの設置)

第3条 共同住宅等を建築する建築主及び所有者等（以下、「建築主等」という。）は、当該共同住宅等に付帯する専用のごみステーションを設置するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 当該共同住宅等の建築が、「千葉県宅地開発指導要綱」又は「千葉県ワンルームマンション建築指導要綱」の適用対象事業である場合。
- (2) 既存のごみステーションを共用することについて、当該ごみステーションを使用、管理している近隣自治会等の承諾を得ている場合。
- (3) 当該共同住宅等が、収集車両が通行可能な道路（進入道路を含む）に面していない等、市が円滑に収集を行うことができない場合。
- (4) その他、専用のごみステーションを設置することができないと市長が認める場合。

### (事前協議)

第4条 建築主等は、前条に規定するごみステーションの設置について、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認の申請の前に、建築場所を所管する環境事業所との事前協議を行うものとする。

(ごみステーションの設置基準)

第5条 第3条に規定するごみステーションの設置基準は、「千葉市宅地開発指導要綱指導基準 第10節 ごみ集積施設」を準用する。

(ごみステーションの管理)

第6条 ごみステーションの管理は、当該ごみステーションの利用者が、その責任において行うものとする。

(ごみステーションの管理者の責務)

第7条 前条の規定により、ごみステーションを管理する者は、ごみステーション及びその周辺(以下、「ごみステーション等」という。)の清潔保持のため、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 防鳥用ネット等の管理器材を有効に活用し、ごみの飛散防止に努めること。
- (2) ごみステーション等の清掃等については、利用者が協力して行うこと。
- (3) ごみステーション等の清潔保持や分別徹底に係る市の施策に協力すること。

(共同住宅等の所有者等の責務)

第8条 共同住宅等の所有者等は、次の各号に定める事項を遵守し、ごみステーションを管理するものとする。

- (1) 入居者に対し、ごみの分別方法、排出日時、排出場所、排出方法等を周知すること。
- (2) 入居者と協力して、ごみステーション等の清潔保持に努めること。
- (3) ごみステーション等の清潔保持や分別徹底に係る市の施策に協力すること。

(近隣自治会等とごみステーションを共用する共同住宅等の所有者等の責務)

第9条 共同住宅等の所有者等は、当該共同住宅等の居住者が、近隣自治会等が使用、管理するごみステーションを共用している場合において、両者が良好な関係を保持することができるよう努めなければならない。

- 2 前項に定める場合において、共同住宅等の居住者が継続して不適正排出を行う等により、ごみステーションを共用する近隣自治会等と良好な関係を保持することができなくなったと市長が認める場合には、当該共同住宅等の所有者等は、専用のごみステーションを設置するものとする。ただし、第3条第3号及び第4号に定める場合においては、居住者への徹底した排出指導や近隣自治会等との協議を行うなど、責任を持って、専用ごみステーションの設置に代わる対策を実施するものとする。
- 3 前2項の規定は、この要綱の施行日前に建築した共同住宅等の所有者等に対しても適用する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、建築基準法に基づく建築確認の申請がなされている共同住宅等については、なお従前の例による。(第9条関係を除く。)